

新旧対照表

浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成6年規則第26号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収方法等)</p> <p>第23条 条例第29条に規定する一般廃棄物処理手数料及び条例第30条に規定する産業廃棄物処理費用（以下「廃棄物処理手数料等」という。）の徴収は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 廃棄物処理手数料等（し尿くみ取手数料を除く。）は、原則として、1月ごとに、<u>納入通知書又は口座振替の方法</u>により徴収する。ただし、市長が必要と認める者については、一般廃棄物（し尿を除く。）又は産業廃棄物の処理時に徴収することができる。</p> <p>(3)・(4) 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第1項第2号本文の規定により徴収する廃棄物処理手数料等の納期限は、<u>当該納入通知書又は当該口座振替に関する通知書</u>に定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和5年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(手数料の徴収方法等)</p> <p>第23条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 廃棄物処理手数料等（し尿くみ取手数料を除く。）は、原則として、1月ごとに、納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認める者については、一般廃棄物（し尿を除く。）又は産業廃棄物の処理時に徴収することができる。</p> <p>(3)・(4) 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>3 第1項第2号本文の規定により徴収する廃棄物処理手数料等の納期限は、<u>当該納入通知書</u>に定めるところによる。</p>